

海津市地球温暖化防止実行計画

平成21年4月

岐阜県海津市

目 次

環境方針	1
第1章 基本的事項	
1. 計画の目的	2
2. 基準年度・計画期間・目標年度	2
3. 対象範囲	2
4. 対象とする温室効果ガス	2
第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	
1. 基準年度の温室効果ガス総排出量	4
2. 要因別の排出状況	4
3. 削減目標	4
第3章 具体的な取組	
1. 購入・使用に関する取組	5
2. 行政事務に関する取組	6
3. 建設物等に係る行政事務に関する取組	7
4. その他の取組	8
第4章 推進・点検・公表の体制	
1. 推進体制	9
2. 点検体制	9
3. 推進状況の公表	9
参考資料	
地球温暖化対策の推進に関する法律（抄）	10
別添資料	13

環 境 方 針

＜基本理念＞

海津市は、以下に示す「海津市環境基本条例」の基本理念に基づき、市の全ての行政機関の組織活動において発生する環境負荷削減への対策を推進し、環境への影響を継続的に改善することにより、地域の環境を守ると共に地球温暖化防止対策をはじめとする地球環境の保全・創造において先導的な役割を担っていきます。また、環境負荷の少ない資源循環型社会の構築を進めてまいります。

（基本理念）

3条 自然豊かで快適な環境の保全及び創出は、市民、事業者の主体的な参加の下に次に掲げる事項を基本的な考えとして取り組まなければならない。

- (1) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築。
- (2) 人と自然が共生する社会において、市民が良好な環境の恵沢を享受するとともに、これを将来の世代に継承していく。
- (3) 環境は人間の活動によって損なわれるおそれが生じていることに鑑み、大気・水・土壌等からなる環境を良好な状態に保持し、市民の健康を確保する。
- (4) 地球環境保全は、人類共通の課題であり、全ての事業活動及び日常生活において積極的に推進していく。

＜基本方針＞

1. 「自然豊かで快適な環境の保全及び創出」の実現を目指します。

市民、市民組織、事業者、行政が協働して豊かな自然環境の保全及び快適な生活環境の創出の実現を目指します。そのために、本市では本防止計画を作成し、市役所の全ての施設及び事務・事業活動を対象とし環境負荷の低減に努めてまいります。

指定管理者の設置施設等は対象外としますが、地球温暖化対策のための取り組みについて協力を要請します。

2. 環境への負荷の低減を図る取り組みを実施します。

環境に影響を与える直接及び間接的な取り組みを実施する中で、量等により把握できるものについては、削減目標を定め環境負荷低減のための取り組みを進めます。

3. 環境法令を遵守する(コンプライアンス) とともに、汚染物質の使用を最小限にとどめるなど、環境汚染の予防に努めます。

4. 継続的な環境改善に取り組めます。

全ての職員が、あらゆる事務や事業において、環境に配慮した行動がとれるようになることを目指し、環境負荷低減の取り組みを一步づつ着実に進め、継続的な環境改善に取り組めます。

5. 取り組み状況を公表します。

この環境方針及び本防止計画の活動結果は、全職員へ周知徹底を図るとともに、市民に公表します。

平成21年4月1日

海津市長 松永清彦

第1章 基本的事項

1. 計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下「推進法」という。）第20条の3第1項に基づき策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）を策定するものである。

海津市（以下「市」という。）の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成19年度とし、計画期間を平成21年度～平成24年度までの4年間とする。

目標年度については、平成24年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

3. 対象範囲

(1) 対象とする機関

市の全ての機関（出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象）とする。

(2) 対象とする事務及び事業

市が直接行う全ての事務及び事業とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外としますが、可能な限り受託者に対して実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

4. 対象とする温室効果ガス

推進法第2条第3項で対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質です。

本実行計画で削減対象とする温室効果ガスは、6物質のうち二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の3物質を対象とし、排出量の把握が困難なハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄については対象外とします。

次表に温室効果ガスの種類と特徴を記載しています。

表： 温室効果ガスの種類と特徴

物質名	記号	特 徴	主な発生源	算定対象
二酸化炭素	CO ₂	最も代表的な温室効果ガスで地球温暖化への寄与度の60%以上を占める。 ※(1)	化石燃料を中心とした物質の燃焼や化石燃料により得られた電気等の消費。	○
メタン	CH ₄	二酸化炭素に次いで大気中に多く含まれる温室効果ガス。 ※(21)	燃料の燃焼、有機物の発酵等により発生。 廃棄物埋立場、下水処理、温泉水等。	○
一酸化二窒素	N ₂ O	主に化石燃料の燃焼により生じる。麻酔剤として利用される。 ※(310)	燃料の燃焼、廃棄物の埋立等。	○
ハイドロフルオロカーボン	HFCs	自然界には存在しない人工物質。13種類が生産され冷蔵庫・エアコンの冷媒に使用されている。 ※(140~11,700)	冷蔵庫・エアコン等の冷媒、スプレー製品の噴射等。	×
パーフルオロカーボン	PFCs	自然界には存在しない人工物質。7種類作られているが温室効果は高い。 ※(6,500~9,200)	消火設備、半導体のエッチング等に使用。	×
六フッ化硫黄	SF ₆	温室効果が極めて大きい。 ※(23,900)	変圧器の電気絶縁ガスに使用。	×

※印の括弧内数値は、地球温暖化係数 … その物質のもつ温室効果能力を相対的に示したもので、二酸化炭素の能力を1として表しています。同じ量が排出されてもメタンは二酸化炭素の21倍の温室効果があることとなります。

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス総排出量

市の事務・事業における基準年度の温室効果ガス総排出量は、9,968,333Kg-CO₂である。これは、平成19年度の電気や燃料などエネルギーの消費量を二酸化炭素に換算（使用量×排出係数＝排出量）し、メタン・一酸化二窒素についても車の走行距離による使用量を排出係数や地球温暖化係数により二酸化炭素に換算（使用量×排出係数×地球温暖化係数＝排出量）したものである。

区 分	排 出 量 (Kg-CO ₂)	構 成 比 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	9,934,860	99.66
メタン (CH ₄)	13,813	0.14
一酸化二窒素 (N ₂ O)	19,660	0.20
計	9,968,333	100.00

※二酸化炭素に換算したもの：ガソリン、灯油、軽油、重油、ガス、電気、走行距離、下水使用量、し尿処理量、浄化槽入槽（平成19年度実績根拠は、別添資料を参照）

2. 要因別の排出状況

基準年度である平成19年度の二酸化炭素発生量を排出要因別に見ると、市の事務事業全体を通して電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の77.1%を占め、次いでA重油の使用が13.2%、灯油5.0%、ガス2.4%、ガソリン1.8%、軽油0.5%の状況となっている。

（要因別の状況は別添資料を参照）

3. 削減目標

平成19年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成24年度温室効果ガス総排出量の総排出量を6%削減することを目指す。

この削減計画を実現するため、市の各機関においてはそれぞれの事務事業から消費される電気・燃料等の使用量等の把握に努め、温室効果ガス総排出量が平成24年度には6%削減の目標を達成するよう各機関で施策を検討し実施する。

区 分	基準年度排出量	削減目標	目標年度排出量
二酸化炭素 (CO ₂)	9,934,860kg-CO ₂	6%	9,338,769kg-CO ₂
メタン (CH ₄)	13,813kg-CO ₂	6%	12,984kg-CO ₂
一酸化二窒素 (N ₂ O)	19,660kg-CO ₂	6%	18,480kg-CO ₂
計	9,968,333kg-CO ₂	6%	9,370,233kg-CO ₂

(年度ごとの削減目標)

- 平成21年度 … 基準年度に対し1. 5%削減 (149,525kg-CO₂削減)
- 平成22年度 … 基準年度に対し3. 0%削減 (299,050kg-CO₂削減)
- 平成23年度 … 基準年度に対し4. 5%削減 (448,575kg-CO₂削減)
- 平成24年度 … 基準年度に対し6. 0%削減 (598,100kg-CO₂削減)

第3章 具体的な取組

具体的な取組の内容は以下のとおりであるが、この取組にあがっていないものでも、各機関及び所属で工夫し、自主的な取組を積極的に進めるものとする。

この中で、最も重要な取組は「要因別の排出状況」で示したとおり電気使用量や燃料等の消費量が直接的な数値での指標となることから、これらを中心に削減を図る必要性があることはもちろんであるが、間接的な側面からもCO₂削減を取り組むことが意識改革になることから総合的な取組を実施する。

ただし、学校、幼稚園、保育園、文化会館、図書館等において業務及び事務事業の性格上取り組みが困難な項目については、これに支障がない範囲で、実施することとする。

1. 購入・使用に関する取組

《環境負荷の少ない製品、原材料の選択》

- ① コピー用紙は原則として再生紙（古紙配合率100%、白色度70%以下）を使用する。
- ② ポスター、チラシ、冊子等の印刷物は原則として再生紙（古紙配合率70%以上で白色度の低いもの）を使用する。
- ③ 封筒は再生紙（古紙配合率70%以上）を使用する。
- ④ 紙製品は積極的に再生紙を利用する。
- ⑤ トイレtp>トイレットペーパーは再生紙100%のものを使用する。
- ⑥ 各種刊行物、パンフレット、ポスター等に「再生紙使用マーク」を表示する。
- ⑦ 事務用品、作業服等の物品は再生材料からつくられたもの（エコマーク、グリーンマーク等表示品）を優先的に購入する。
- ⑧ トナーカートリッジ等は再生品の利用に努める。
- ⑨ 環境負荷の少ない物品等を必要かつ適正な量だけ購入する（グリーン購入）ことにより、資源の有効利用を図る。

《使用段階での環境負荷の少ない製品の選択》

- ① O A機器は、エネルギースターロゴ製品又はそれに準じた省エネ型機器の導入に努める。
- ② 公用車の買い換え等においては、小型車や低燃費車、ハイブリットカーの率先的導入に努める。

《環境負荷削減のための資源利用の節約》

- ① 適切なファイリングにより、資料の共有化に努める。
- ② 会議資料などはできるだけ余部が生じないように努めるとともに、両面印刷など工夫をし、印刷部数を最小限にするよう努める。
- ③ 会議開催前に配付した資料は、当日重複配付しない。
- ④ 会議では、プロジェクターを活用するなど資料の削減に努める。
- ⑤ コピー機の使用前後には、リセットボタンを押すなどし、ミスコピーを防ぐ。
- ⑥ 事務用品、備品は出来るだけ長期使用に努める。

《環境負荷の少ない形態の販売方法を用いた商品の選択》

- ① 過剰に包装された商品や使い捨て容器を使用した商品は購入しないようにする。

2. 行政事務に関する取組

《資源・エネルギー利用の節約》

- ① 勤務時間外、昼休憩の消灯を徹底する。
- ② 勤務時間以外は必要最低限のスペースのみ点灯する。勤務時間内でも不要な箇所の蛍光灯を1/2に撤去する等の検討をし、削減に努める。
- ③ 廊下、階段、便所等において1/2程度の消灯を検討する。また、可能であれば消費電力の小さい電灯に交換したり、街灯など夜間に点灯させるものには必ずハードタイマー等を設置し、余分な点灯を防止する。
- ④ 6月から9月はクールビズ、11月から3月はウォームビズを徹底する。
- ⑤ 冷暖房の運転基準を遵守し、適正な温度管理を徹底する。
- ⑥ コピー機等のO A機器は、長時間使用しないときは電源を切る。
- ⑦ パソコン、コピー機等は省電力モードを活用する。
- ⑧ 湯沸かし器がある箇所については、湯沸かし器の使用後はタネ火を確実に消す。

- ⑨ 車の使用にあたって、空ぶかしや無駄なアイドリング、急発進・急加速をやめ、経済運行速度の遵守など環境に配慮した運転「エコドライブ」に努める。
- ⑩ ノー残業デーの一斉退庁の取り組みを推進する。
- ⑪ ノーカーデー運動の取り組みを推進する。
- ⑫ 事務の効率化を推進し、時間外勤務の削減に努める。
- ⑬ 庁用車の使用については、効率的な利用方法を検討する。また、必要に応じて定期点検等を実施し、正常な状態による使用に心がける。

《環境負荷低減のための廃棄物の減量化》

- ① 事務用品などの購入にあたっては数量の適正化に努める。
- ② 新聞、書籍、刊行物の購入部数は必要最低限に努める。
- ③ ごみの種類に応じた分別排出を徹底する。
- ④ ミスコピーを有効的に利用するため、裏面使用を徹底する。
- ⑤ 使用済み封筒は、回覧袋等再利用に努める。
- ⑥ トナーカートリッジ等回収・再生ルートの確立しているものは業者による引取を推進する。
- ⑦ ごみの発生抑制、リユース、リサイクルの3Rを通して資源の有効利用や排出削減を図る。

3. 建設物等に係る行政事務に関する取組

《資源・エネルギー利用の節約》

- ① 空調設備、消火設備の更新の際は、フロン、ハロンを使用しない設備を積極的に導入する。
- ② 燃料設備の更新等にあたっては、灯油、LPG等の環境負荷の相対的に小さい燃料設備への変更を図る。
- ③ 自然エネルギーの有効利用や太陽光発電等の設備の設置を検討する。
- ④ 便器の更新の際には節水型便器に更新する。
- ⑤ 節電や節水等に有効な器具の設置を検討する。
- ⑥ 建築物に伴う給排水管等は不等沈下や腐食による漏水防止のため、ピット配管や管種選定を検討する。
- ⑦ 断熱性能に優れた窓ガラス（二重ガラス等）の導入検討をする。
- ⑧ 施設の高気密化や高断熱化を推進する。
- ⑨ 雨水の利用を検討する。

《環境負荷の削減に配慮した建築物等の維持管理》

- ① 敷地内緑化や敷地境界線付近を常緑樹により、植栽等の緑化を推進する。
- ② 施設における「緑のカーテン」事業を推奨する。
- ③ 再生資材等の利用促進、建設廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進を実施する。

4. その他の取組

- ① 電気、ガス、水道、各種燃料等の使用量について、必要に応じた周期（月毎等）において状況確認を実施し、以前のデータと比較しつつ確実に削減に向け対策可能な取組を実施する。
- ② 退庁時に身の回りの電気器具が電源が切られているかを確認する。
- ③ 水道使用量削減の取組
 - ・ 散水については計画的、能率的に実施し節水に努める。
 - ・ 節水コマの取り付け、水圧調整バルブの調整等による節水対策を図る。
 - ・ 点検等により漏水防止対策の徹底を図る。
 - ・ 洗い物をするときには水道を流しっぱなしにしない。
- ④ 紙類使用量の削減の取組
 - ・ 会議資料等はポイントをまとめて簡素化し、必要最小限の量とする。
 - ・ 電子メール等を活用し、各種照会等についてはペーパーレス化を進める。
 - ・ 各種計画書や報告書等については、ホームページによる公開や媒体等による頒布を推進し、印刷物の削減に努める。
 - ・ 両面印刷及び両面コピーの徹底を図る。
- ⑤ 環境に関する法令、協定等を遵守することにより環境負荷の低減を図る。

第4章 推進・点検・公表の体制

1. 推進体制

- ① 市の全ての機関は、計画の着実な推進と進行管理を行う。
- ② 計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行うため事務局を「環境衛生課」に置いて事務・事業を推進する。
- ③ 計画全体の進行管理及び見直し等を効率的に実施するため、環境衛生課と他機関の各課・各施設とは緊密な連携を図る。
- ④ 推進計画が確実に実施されるよう環境衛生課は、本計画の実施状況を半年又は1年に1回取りまとめを行い、市長に報告する。
- ⑤ 事務局は、環境に関する意識の向上を図るため、必要に応じて環境に関する情報提供を行う。
- ⑥ 各機関の各課、各施設には「推進担当者」を置く。推進担当者は、計画の推進及び推進状況を把握しつつ、事務局と協力し目標達成に向け計画の総合的な推進を図る。

2. 点検体制

- ① 計画の目標を達成するため、毎年1回以上計画の実施状況を点検評価するとともに、必要に応じ計画の見直し及び改善を行う。
- ② 推進担当者は点検評価の結果を、課内会議などで職員に周知し、目標の達成に努める。

3. 推進状況の公表

計画の推進状況、点検評価結果を取りまとめて、その概要や直近年度の二酸化炭素排出量については、市の各機関に周知するとともに、市民に対しても年に1回「市報かいづ」やHP等により公表する。